

## 日本ドーピング防止規律パネル決定

競技者氏名： 久松 一貴

競技種目： ボディビル

2012-005 事件につき、日本ドーピング防止規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 24 年 10 月 4 日

日本ドーピング防止規律パネル

委員長 浅見 俊雄

浅見俊雄



## 2012-005 事件 聽聞パネル決定

ドーピング防止規程（以下、「本規程」と呼ぶ）8.3.2 項に従って日本ドーピング防止規律パネル委員長により指名された以下の各委員により構成される 2012-005 事件の聴聞パネルは、平成 24 年 10 月 4 日に開催された聴聞会の結果に基づき、本事件に関して、下記のように決定する。

平成 24 年 10 月 4 日

早川 吉尚 早川吉尚

浅見 俊雄 浅見俊雄

目崎 登 目崎登

### 記

#### 〔決 定〕

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び本規程 10.1.1 項に従い、競技大会（平成 24 年 8 月 5 日・第 23 回ジャパンオープンボディビル選手権大会）の各競技結果は失効し、また、本規程 10.8 項に従い競技大会（平成 24 年 9 月 9 日・第 16 回日本クラス別ボディビル選手権大会）の各競技結果も失効することとなる。
- ・ 本規程 10.4 項及び本規程 10.9.2 項に従い、平成 24 年 9 月 27 日から 2 年間の資格停止とする。

[理 由]

- 競技会検査で検出された物質 19-ノルアンドロステロンは、2012 年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S1.1.b 蛋白同化男性化ステロイド薬」において禁止物質とされており、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は B 検体についての分析を要求せず、また、聴聞会において、かかる検出結果及びそこに至る手続過程に関して争わなかった。
- そこで本件においては、競技者について本規程 2.1 項の違反が認められることとなり、また、本規程 9 条及び本規程 10.1.1 項に従い、競技大会（平成 24 年 8 月 5 日・第 23 回ジャパンオープンボディビル選手権大会）の各競技結果はいずれも失効することとなる。また、競技者は平成 24 年 9 月 27 日の暫定的資格処分の通知前に別の競技大会にも参加しているため、本規程 10.8 項に従い当該競技大会（平成 24 年 9 月 9 日・第 16 回日本クラス別ボディビル選手権大会）の各競技結果も失効することとなる。
- なお、今回検出された 19-ノルアンドロステロンは、禁止表における「特定物質」には該当しないため、10.4 項にいう特定物質の利用に関する資格停止期間の短縮の余地はない。
- 他方、10.5 項にいう過誤又は過失がない場合、あるいは、重大な過誤又は過失がない場合としての資格停止期間の短縮については、適用の余地が無いわけではない。しかし、JADA、競技者本人、社団法人日本ボディビル連盟事務局長、及び、競技者本人から提出された書面等によれば、本件には医師の処方に全く基づかずネット通販・オークションにより入手した（当該物質の含有の可能性がある）外国のサプリメントを安易に服用していたという事情がある。とすると、競技者本人の重大な過誤又は過失の存在を否定できず、資格停止期間の短縮を認めることができない。
- 以上、及び、今回の違反が 1 回目の違反であることを勘案すると、本規程 10.2 項の定めに基づき、1 回目の違反として 2 年間の資格停止とするのが相当であると判断される。
- 本件では本決定に至るまで平成 24 年 9 月 27 日の通知以来、本規程 7.6.1 項に基づく暫定的資格停止に服している（かかる暫定的資格停止に関しては平成 24 年 10 月 4 日に暫定聴聞会が開催されている）。したがって、本規程 10.2 項及び本規程 10.9.2 項に従い、平成 24 年 9 月 27 日より 2 年間の資格停止とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上